川口市立美術館設置及び管理条例（令和６年６月27日条例第43号）

最終改正:

改正内容:令和6年6月27日条例第43号［令和6年6月27日］

〇川口市立美術館設置及び管理条例

令和6年6月27日条例第43号

川口市立美術館設置及び管理条例

（設置）

第１条　本市は、市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、もって豊かな文化生活の形成に寄与することを目的として、美術館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川口市立美術館	川口市川口３丁目１番２号

（業務）

第３条　美術館の業務は、次のとおりとする。

（1）美術に関する展覧会、講演会、講習会、創作体験事業等の実施に関すること。

（2）美術品、美術に関する資料等（以下「美術品等」という。）の収集、保管、展示及び利用に関すること。

（3）美術に関する情報の収集、調査及び研究に関すること。

（4）展示ホール、展示室1、展示室2、多目的室及びギャラリー（以下「展示ホール等」という。）の利用に関すること。

（5）美術に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。

（6）その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

（指定管理者による管理）

第４条　美術館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第５条　指定管理者は、美術館において次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第3条に規定する業務に関すること。

（2）利用の許可に関すること。

（3）施設、設備及び美術品等の維持、管理及び軽易な修繕に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、管理に関する業務で市長が特に認めるもの

（開館時間）

第６条　美術館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者が展示ホール等に入場することができる時間（次項において「入場時間」という。）は、午前10時から午後5時30分までとする。

2　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て同項の開館時間及び入場時間を変更することができる。

（休館日）

第７条　美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日）

（2）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（利用の範囲等）

第８条　指定管理者は、美術館が実施する業務に支障のない範囲内において、展示ホール等を利用させることができる。

2　前項の規定により展示ホール等を利用させることができる期間は、指定管理者が市長の承認を得て定める。

（利用の手続等）

第９条　展示ホール等を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2　美術館に保管され、又は展示されている美術品等について、熟覧、模写、模造、撮影又は写真原版の利用をしようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

3　指定管理者は、美術館の管理上必要があると認めるときは、前2項の許可に条件を付けることができる。

（利用の制限）

第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項又は第2項の許可をしない。

（1）公益を害するおそれがあるとき。

（2）美術館の施設、設備又は美術品等を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

（3）第1条に規定する目的に反するとき。

（4）ギャラリーを利用しようとする場合において、入場料その他これに類する料金（別表第2において「入場料等」という。）を徴収しようとするとき。

（5） その他美術館の管理上支障があるものとして市長が別に定めるとき。

（入館の制限）

第11条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

（1） 伝染性の疾患者

（2） 美術館の施設、設備又は美術品等を汚損し、又は毀損するおそれがある者

（3） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者

（4） 美術館内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者

（5） その他美術館の管理上支障がある者

（利用権の譲渡等の禁止）

第12条　第9条第1項又は第2項の許可を受けたものは、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第13条　指定管理者は、管理上特に必要があるものとして市長が別に定めるとき、又は第9条第1項若しくは第2項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（2） 利用の許可の条件に違反したとき。

（3） 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

2 市又は指定管理者は、第9条第1項又は第2項の許可を受けたものが前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

（原状回復の義務）

第14条　第9条第1項の許可を受けたもの（以下「展示ホール等利用者」という。）は、展示ホール等の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 展示ホール等利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者において原状に復し、これに要した費用は、展示ホール等利用者の負担とする。

（観覧料等）

第15条　美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が当該美術品等の観覧につき観覧料を徴収しないこととしたときは、この限りでない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 展示ホール等利用者は、利用の許可を受けたときは、展示ホール等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

4 利用料金の額は、別表第2に定める金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 第1項及び第3項の場合において、当該納付された観覧料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）は、指定管理者の収入とする。

（観覧料等の減免）

第16条　指定管理者は、市長が特に必要と認めて別に定めるときは、観覧料等を減額し、又は免除するものとする。

（観覧料等の不還付等）

第17条　既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めて別に定めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

（損害賠償）

第18条　美術館に展示されている美術品等を観覧する者、展示ホール等利用者その他美術館を利用する者は、その責めに帰すべき理由により美術館の施設、設備又は美術品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定の取消し等の特例）

第19条　市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務を停止したとき、又は指定管理者を指定することができないときは、美術館の管理を行うものとする。

2 前項の規定により市長が美術館の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

（委任）

第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月24日から施行する。

（川口市都市公園条例の一部改正）

2 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第１（第15条関係）

区分			観覧料（1回につき）
常設展示	個人	一般	300円
		大学生及び高校生	210円
	団体	一般	１人につき　240円
		大学生及び高校生	１人につき　170円
企画展示			2,500円

備考

１　常設展示については中学生以下の者、企画展示については小学校就学前の者は、無料とする。

２「一般」とは、大学生、高校生、中学生、小学生及び小学校就学前の者以外の者をいう。

３「大学生」とは、大学若しくは短期大学に在学する学生又はこれらに準ずる者をいう。

４「高校生」とは、高等学校に在学する生徒又はこれに準ずる者をいう。

５「団体」とは、有料観覧者が20人以上の集団をいう。

別表第２（第15条関係）

施設区分	利用料金（１日当たり）	
	市民等	市民等以外の者又は団体
展示ホール	82,000円	123,000円
展示室1	88,000円	132,000円
展示室2	38,000円	57,000円
多目的室	12,000円	19,000円
ギャラリー	6,000円	9,000円

備考

１ 「市民等」とは、市内に住所がある者（法人を含む。）、市内の事業所等に勤務する者若しくは市内に所在する学校等に在学する者又は構成員の2分の１以上がこれらの者である団体をいう。

２ 入場料等を徴収する場合の利用料金は、次のとおりとする。

（1） 入場料等（その額に段階があるときは、最高の額とする。）が１人につき1,000円未満の場合　当該利用料金に10分の4を乗じて得た額を加算した額

（2） 入場料等（その額に段階があるときは、最高の額とする。）が１人につき1,000円以上2,000円未満の場合　当該利用料金に10分の6を乗じて得た額を加算した額

（3） 入場料等（その額に段階があるときは、最高の額とする。）が１人につき2,000円以上の場合　当該利用料金に10分の10を乗じて得た額を加算した額